慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	独占資本主義段階における労働問題と社会政策(その2) : 最低賃金制と社会保険との関係を中心として(I)
Sub Title	The labour problem and social policy in the stage of monopoly capitalism (2) : the relations between minimum wage system and social insurance (I)
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1972
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.65, No.4 (1972. 4) ,p.203(1)- 220(18)
JaLC DOI	10.14991/001.19720401-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19720401-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

独占資本主義段階における労働問題と社会政策（その2）

——最低賃金制と社会保険との関係を中心として（I）——

飯　田　　鼎

(1)　はしがき
(2)　1909年，イギリス賃金委員会法の意義
(3)　1911年，イギリス国民保険法の成立について〔以上本号〕
(4)　最低賃金法と国民保険法との相関関係——イギリス独占資本と社会政策
(5)　ドイツ帝国主義政策と社会政策
(6)　社会政策におけるイギリス型とドイツ型〔以上続号〕

（1）

社会政策とは，資本主義のある一定の発展段階，具体的には労資の階級対立が社会的矛盾としてあらわれる産業資本の確立期に，これに触発されて，資本制国家が，労働力保全の立場から，議会における立法的手段を媒介として提起するところの政策であり，従ってそれは，何よりも資本制的法体系の一環を構成するものとしてあらわれる。このように，社会政策が，ブルジョア的な市民法体系のなかに組みいれられる形で実現をみるということは，一体どのような性格を社会政策に付与することとなったであろうか。

社会政策が，真にその本来的目的ともいうべき労働力保全を達成するためには，それを有効ならしめるための経済的な裏付けが必要であり，社会政策の費用として，国家予算の重要な一項目を成すことは当然である。このように社会政策が国家財政とかかわり合いをもつとすれば，その費用の捻出，すなわちその費用を誰が負担するかが重大な問題とならざるをえない。従って，社会政策がどのような運命を辿るかは，その費用負担が，国家財政の上でどのような処置をうけるかということと密接な関連をもっている。これは，社会政策が，そもそも分配政策としてあらわれたドイツの場合がもっとも典型的であるが，(注1) イギリスの場合においても，初期工場立法の有名無実化は，実に

注（1）　1870年代のドイツにおいて社会政策学会の創立者として，代表的な講壇社会主義者，アドルフ・ワァグナー，グスタフ・シュモラーおよびルヨ・ブレンターノは，共通に倫理的色彩を帯びながらも，それぞれ右派，中間派および左派として

この国家予算に象徴される資本制国家の財政政策にあらわれており[注2]，歴史的な事実として，注目されなければならない。従って社会政策の展開は，財政政策をめぐる社会的諸勢力間の闘いとしてあらわれることは容易に理解できるし，とくに労働者政党が，社会主義的イデオロギーを掲げて，ひとつの政治的勢力として出現する独占資本主義段階において，その実施は，社会的費用＝国家財政の問題として，支配階級はもちろんのこと，労働者階級もこれを強烈に意識することとなるのは，きわめて自然の成行きというべきであろう。

社会政策が，労働力保全を本質とする社会改良であり，ブルジョア国家の法体系のなかに組みいれられるとすれば，独占資本主義段階における社会政策として，社会保険と最低賃金制は，帝国主義段階における独占資本の財政政策と密接な関連を有している点にこそ，重要な問題がある。

ところでここでわれわれが社会政策の問題として，何故に，社会保険と最低賃金制の問題をとりあげるかといえば，社会政策論の展開は，抽象的論議や訓詁的解釈論の上で行なわれるのではなく，社会政策がもっとも十全な展開を示した独占段階において，社会政策の意義を，社会保険と最低賃金制というもっとも具体的な問題に焦点をあてて認識しようと努力し，その本質を解明しようとすることこそが正しいと信ずるからである。すなわち，まず第1に独占段階における社会政策として，この両者はどのような意義をもつか，社会改良としてのそれらの役割，第2に，発展した資本主義諸国の場合，それらは相互にどのような関係に立つか，そして第3に，この両者は，産業資本の段階に固有な社会政策としての工場立法と，さらに国家独占資本主義段階における社会政策ともいうべき社会保障とどのような関連にあるか，およそこれらの問題を研究対象として考察したいと考えるのである。そして何よりも国家財政の上で，社会保険や最低賃金制をはじめとする費用が，国家財政の上でどのようにとりあつかわれているか，この点は独占段階の社会政策の重大な問題である。

その理論を構成し，ウァグナーは，財政政策的社会政策，シュモラーは小工業政策，ブレンターノは労働組合運動論をもって，それぞれその社会政策の理論体系を形づくることに努力したことは，社会改良政策の重要な構成要素ともいうべき財政政策，階級政策および労働力政策に光をあてたものということができる。ウァグナーの思想的立場はともかく，彼の提起した財政政策は，社会改良における国家権力の役割についての一側面を明らかにしたものということができる。なおこの問題については，大河内一男「独逸社会政策思想史」上巻「第3章ワグナー，シュモラー，ブレンターノ」(大河内一男著作集第1巻，1968年，青林書院）を参照されたい。

注(2)　マルクスは，工場立法についてつぎのようにのべている。「1833年の工場法――木綿，羊毛，亜麻，絹工場に適用される――以来初めて，近代工業にとって標準労働日が現われる，1833年から1864年までのイギリスの工場立法の歴史以上に，資本の精神を特徴づけるものはない」(マルクス「資本論」，岩波文庫版，向坂訳，第2分冊，248頁参照)。またつぎのようにものべている。「資本はそれが社会面の個々の点でのみ国家統制を蒙るばあいには，他の点でますます放らつにその埋合せをするという絶えずくり返される経験であり，第2は，競争条件の平等すなわち労働搾取の平等な制限を求める資本家たち自身の叫びである」(「資本論」青木書店，長谷部訳，1957年，580頁)。

工場立法の成立は，国家権力の介入が明確でない自由競争段階の産物であるので，本来の社会政策ではないという説がある（たとえば徳永重良「労働問題と社会政策論」1970年，有斐閣，116頁，をみよ)。しかし国家権力は，自由競争段階においても，すでに国家財政の面，すなわち工場法関係の経費支出を予算を協賛する議会という形で，介入したのであり，その背後には一定程度，発展した労働運動の圧力がある。また工場法は，独占段階においても，重要な役割を果す。社会政策の本質は，資本主義のいかなる段階においても同一でなければならない。しかしその発現のモメントと現象形態が資本主義の発展段階によって異るにすぎない。

(2)

周知のように，イギリス労働代表委員会がイギリス労働党と改称した1906年から3年たった1909年，縫製業，紙・ボール紙製造業，レース製造業，鎖製造業の4業種にたいして，低賃金の代表的な職種としてイギリスにおいて最初に最低賃金制が適用されたが，独占資本主義段階における社会政策として，これは一体どのような意義をもつものであろうか。注目すべきことは，これから2年あとの1911年，疾病保険制度とならんで，失業保険制度が制定されることによって，国民保険法が成立したことである。これによってイギリスにおける社会政策は，新たな段階を迎えたということができよう。

世界最初の最低賃金法は，1894年，ニュージーランドの強制仲裁法と1896年オーストラリア，ヴィクトリア州の工場法であるといわれる。資本主義の発展がもっとも進んでいるイギリスよりも，その植民地であるニュージーランドおよびオーストラリアにおいて，こうした立法が可能であったのは何故か。これにはいくつかの理由が与えられよう。まず第1に，ニュージーランドおよびオーストラリアにおいて労働者人口が少く，とりわけ熟練労働者はきわめて不足しており，その結果として労働者の賃金は相対的に高くならざるをえなかったことが考えられる。厖大な未開拓地を擁するこれらの地域では，移民としてイギリスをはじめとするヨーロッパ諸国から流入してきた労働者は，工業労働者としての都市に定着するよりは，機会をみて土地を取得し，独立自営農民となることを好み，幸運な場合には農場主としての安泰な地位を築くことも，19世紀末までは必ずしも不可能ではなかった。このような労働力不足が，たえず「脱労働者化」の途，すなわち身分的上昇転化によって保障されている以上，賃金は高くなり，高賃金が伝統的なものとなるのは当然であって，同じような現象は，西部のフロンティアが広漠とした豊饒地として残されていたかつてのアメリカ合衆国においてすでにみられたところであった。しかし19世紀末に近づくにつれて，ヨーロッパとくにイギリスにおける独占資本主義の成立にともなう相対的過剰人口の増大，そのこれらの地域への集団的流入は，労働市場にも大きな影響をあたえ，とくに中国人労働者の移民は，労働力の供給を過剰なものとした上に，賃金がますますおし下げられる傾向を生み出したのであった。ところが，イギリス本国をはじめ，ヨーロッパ各地から移住してきた労働者は，もともと高賃金であったために生活要求も高く，とくに1880年に，不熟練労働者を中心とする新組合運動のなかで，すでに8時間労働制や最低賃金制の要求[注3]が掲げられ，オーストラリアとイギリス本国の労働者に密接な連帯行

注(3)　一般に新組合運動の目標として，8時間労働制と最低賃金制が掲げられるのがつねであるが，8時間労働制はともかく，最賃制が1880年代のイギリス労働運動の目標となったことはなかった。労働時間の法的規制についても，当時の革命的な社会主義者は反対であり，労働組合主義者がこの運動に関心を示さなかったことは当然である。1886年，Tom Mann が「8時間労働連盟」('Eight Hours' League') を組織して運動をはじめた時，多くの運動家たちはこ

動がはじめられたところから(注4)，オーストラリアおよびニュージランドにおいても次第に最低賃金制

れに熱意を示さなかったし，最初は彼の同志ジョン・バーンズもまたこれに反対したほどであった。(Dona Torr, Tom Mann and His Times, Vol. I (1856-1890), London [Lawrence and Wishart], 1956, p. 212 ff. 当時，革命的社会主義が「法定8時間労働制に反対せざるをえなかったのは，この運動は本来イギリスにおいては，フェビアン協会を中心とする人々によって関心をもたれ，トム・マンははじめこれらの人々の影響をうけ，それとほとんど同時にH. M.ハインドマンを中心とする社会民主連盟のマルクス主義にふれ，その中心的指導者に成長していくのである。すなわち彼は最初，フェビアン協会によって社会主義への眼を開かれ，法定8時間労働制の社会政策としての意義を認識したのである。彼はつぎのようにのべている。「フェビアン協会は，社会民主連盟と同じ頃結成されたが，しかしこれとは非常に異なった人々によって建設された。フェビアン主義者たちは，集会の開催やパンフレットの発行に非常に熱心になった。シドニー・ウェッブ (Sidney Webb)，バーナード・ショウ (Bernard Shaw)，ヒューバート・ブラント (Hubert Bland)，ウィリアム・クラーク (William Clark)，エドワード・ピース (Edward Pease)，シドニー・オリヴィア (Sidney Olivier) およびアンニー・ベザントのような知識人たちは，この独立の組織のなかで，彼らが社会民主連盟の，あるいは社会主義者同盟のいずれかのメンバーであったとしたら，なしたと思われるよりも多くのことを，おそらくはやったことであろう。フェビアン協会は，1885年の終りに，私に『8時間労働制』についての講演をするように招待した。そこでわたしはそれをやったのであるが，まったく好都合なことに非常によい議論がおこなわれた。ベザント夫人がこれに参加し，私はこの会の終りに話しをしたことを覚えている。これは，私がベザント夫人に話しかけた最初であった。そして私は，彼女の力と勇気とを非常に高く評価していた」(Tom Mann's Memoirs, 1923, London [The Labour Publishing Company LTD], p. 54) なお，Tom Mann の尊敬した Annie Besant については，彼女の自伝 Annie Besant, an autobiography, 1893, London [T. Fisher Unwin] および Geoffrey West, The Life of Annie Besant, 1924, London [Gerald Home LTD] をみよ。1885年の5月頃には，彼はすでに SDF に加入していたから，フェビアン主義者とのこの運動の上での接触は，まことに興味深い。SDF に参加しながら，思想的にはこれに敵対的なフェビアンの行動と情熱にたいする高い評価をみるとき，思想的な一貫性をかたくなに守るよりも，実践の面でこれをどう生かすかという点に重きをおく彼の態度のなかに，その結果として彼が辿っていく思想的遍歴の多様性と柔軟さを早くも認めることができるであろう。

ところで H. M. ハインドマンを中心とする社会民主連盟は，マルクス主義の影響をうけていたことと，その公式的理解に妨げられて，法定8時間労働制の社会政策的意義について，まさしく「革命と改良」の問題として把握することができなかった。この考え方をおしすすめたのは，トム・マンや彼に説得されて8時間労働制を支持するようになったジョン・バーンズの指導によるドック・ストライキを頂点とする新組合運動の昂揚の過程そのもののなかであった。このようにして，法定8時間労働制は，イギリス労働運動のなかにしっかりと根を下し，マルクスやエンゲルスが，すでに第1インターナショナルの運動のなかで提起し示唆したこのスローガン（これについては，拙著「マルクス主義における革命と改良」1966年（御茶の水書房）のジュネーヴ大会以後の記述，同書264頁以後参照。）は，マッチ女工，ガス労働者およびドック労働者の運動の結果，実現されたのだということができる（なお，「8時間労働制」の運動をめぐる H. M. ハインドマンおよび社会民主連盟の態度については，彼の自伝，H. M. Hyndman, The Record of an Adventurous Life, 1911, pp. 372～373. Frederick J. Gould, Hyndman, Prophet of Socialism (1842-1921) 1928, London [George Allen and Unwin, LTD] pp. 112～113 および Chushichi Tsuzuki, H. M. Hyndman and British Socialism, edited by Henry Pelling, 1961, Oxford Univ. Press, p. 81 および Siegfried Bünger, Friedlich Engels und die britische sozialistische Bewegung, 1881-1895, 1962, Berlin, [Rütten und Loening] をみよ)。

しかしながら注意すべきことは，新組合運動のなかで，法定最低賃金制という形では，賃金要求は出されていなかったことであり，むしろイギリスにおいて，最低賃金制が運動上の重要な問題として意識的にとりあげたのは1890年代初頭の炭坑労働者であった（これについては，E. J. Hobsbawm, Labour's Turning Point, Nineteenth Century Vol. III, [History in the Making] 1948, London [Lawrence and Wishart], p. 151, 'The Coal War' および p. 153, 'Results of the Coal War' をみよ)。不熟練労働者の間から法定最低賃金制の要求がでたのではなく，むしろ時間あたり賃金および仕事量の最低保障であった。たとえば，波止場労働者の場合，ドック・ストライキの結果として，1時間6ペンスの最低賃金時間外労働1時間につき8ペンス，および1日2シリング以下を支払われることがあってはならないし，4時間の仕事の保障が獲得されたのであった (Tom Mann's Memoirs, ibid., p. 89)。

ここで考えられることは，法定最低賃金制は，オーストラリアおよびニュージーランドで獲得され，それがむしろイギリス労働運動に影響をあたえたものであり，こうした要求を先取りした形で，1909年の職業委員会法が出てくるのであり，独占段階における社会政策の必然性における国家権力の役割が更めて重視されなければならないが，この点については後段でふれることにする。

注(4) 新組合運動とくにドック・ストライキにたいする世界の労働者の支援と共感の例は多いが，たとえばドック労働者

の運動がたかまり，オーストラリアにおいては，ヴィクトリア州の工場法として規定され，またニュージーランドでは強制仲裁法(注5)という形で，それぞれ成立をみたのであるが，とくにこの2つは，最低賃金法の異なったタイプを代表するものであり，後者が労働争議を強制仲裁という形で解決しようとするのに対して，ヴィクトリア州のそれは，いわゆる賃金委員会方式をとりいれたものであった。労使双方および中立の3者構成により，最低賃金を決定しようとするものであり，ヨーロッパおよびアメリカ合衆国にきわめて大きな影響を及ぼしたのである(注6)。しかし実際にはオーストラリアおよびニュージーランドにおいては，仲裁制度にもとづく最低賃金法が制定されたのであるが(注7)，労働組合運動が，自由な団体交渉を中心として発展したイギリスにおいては，賃金委員会方式が一般に採用され(注8)，1909年，賃金委員会法が成立し，さきにのべた4業種が適用されるに至ったのである。

1909年の賃金委員会法はその後，1912年の炭坑賃金法(注9)，1918年の改正賃金委員会法，そしてさまざまな経過ののち，1945年の賃金審議会法 (Wage Councils Act) となって発展しつづけるのであるが，

が苦境におちいったとき，50,000ポンドの援助資金が各地からよせられたが，このうち30,000ポンドは，オーストラリアからであったことからもうかがうことができよう。なおこの問題については，多くの書物がふれているが (Tom Mann's Memoirs, ibid., pp. 86 ff. A. L. Morton and George Tate, The British Labour Movement, 1770-1920, A History, 1956, London [Lawrence and Wishart]，古賀良一訳「イギリス労働運動史」1970年，法政大学出版局。233頁参照。

注(5) これについては，黒川俊雄「最低賃金制論——その歴史と理論」1958年，青木書店，28頁以下および藤本武「最低賃金制度の研究」1961年，日本評論新社，4頁以下参照。

(6) 藤本，上掲書205頁以下。

(7) わが国における最低賃金制の代表的研究である前記の黒川および藤本両氏は，オーストラリア，ヴィクトリア州における賃金委員会方式が，イギリスにおける職業委員会法に影響をあたえたところから，ニュージーランドの強制仲裁方式と区別して，その意義を強調しておられる（黒川，前掲書32頁以下および藤本，前掲書，3頁以下。このことは基本的に正しいが，しかし藤本氏が正しく指摘するように，ヴィクトリア州においてもやがて仲裁法を中心とした最低賃金法へと発展するのであり，これがまさにAFLが反対する最大の理由であった。この点についてのくわしい指摘は，琴野孝「平等主義と世界資本主義——オーストラリア強制仲裁制度の起源」，社会経済史学，第35巻第3号，なおこの問題については，同「オーストラリア社会保障の一考察」，日本労働協会雑誌，1966年8月号所収を参照。

(8) F. J. Bayliss, British Wages Councils, 1962, Oxford [Basil Blackwell], p. 2.

(9) 1912年の炭坑最低賃金法は，炭坑業そのもののもつさまざまな条件に規定されて，1909年法とは本質的に相違している側面をもっている。「地下労働に従事するすべての成年および少年労働者に，個別に最低賃金制を確立しようとする運動は「大英国炭坑夫連盟」(Miners' Federation of Great Britain) によっておしすすめられたが，まず第1に各炭坑の労働条件の差異，異なれる仕事の状態，生計費の相違，賃金率の歴史的な差異などによって，運動はきわめて困難であった。第2に，スコットランド地域の各炭坑は，最低賃金制によって，その調停委員会協約 (Conciliation Board Agreement) が破棄されるのをおそれてこれに反対したことである。結局，1912年1月18日，バーミンガムで開かれた MFGB の特別大会において，統一的な最低賃金制の方向が決議されるのであるが，まずもっとも問題の少い出来高労働者 (piece-worker) の最低賃金をきめることが提案され，一般の地下労働従事者の最低賃金の決定は，各地区ごとに決定することとなった。しかしながら，結局，成人労働者は，1交替5シリング，少年労働者は1日2シリング以下を支払われてはならないということを執行委員会は決定した。このような全国一率の最低賃金制の要求が出てきた背景は，さきにのべたように，炭坑地帯の条件によって賃金要求が異なっており，たとえば，1912年2月1日および2日の MFGB の特別会議では，採炭夫の最低賃金要求が，つぎのような形で決定されたからである。すなわち，

メッティンガムシア……7シリング6ペンス
ヨークシア……7 〃 6 〃
ダービシア……7シリング1.5ペンスから7シリング6ペンス

この最低賃金法の成立およびその後の発展の背景としては，いうまでもなく，イギリス資本主義の発展にともなう労働問題の独占段階における諸特徴と，これに対応する国家権力の対応の姿勢を，あざやかにみることができるであろう。1909年法は，1906年から1911年までに至る自由党政府の社会改良政策のプログラムの一環を形成するものであり，その当時，緊迫した社会問題に対応しようとする立法的な意図，つまり老齢年金法，失業保険法および疾病保険法と同じ性格の，いわば独占資本主義段階の社会政策であったということができる。

しかしながら，最低賃金法は，これらの諸立法と同じく，独占段階に達した社会政策でありながら，そのなかでもとりわけ重要なひとつの特徴を刻印されているのであって，それは労働力商品にたいする国家的規制という点で，経済法則にたいする国家権力の介入であり，労働力の売手および買手の双方にたいして，ともにその自由を制約するという点で画期的な意義をもつものであった。最低賃金制のはじまりは，少くとも1880年代におけるイギリス資本主義の変貌およびこれにとも

サウス・ウェールズ……7シリング1.5ペンスから7シリング6ペンス
レスターシア……7シリング2ペンス
ノーサンバーランド……6シリングから7シリング2ペンスまで
ランカシア……7シリング以上
ミッドランド連盟……6シリング以上から7シリング
カンバーランド……6シリング6ペンス
サウス・ダービシア……6シリング4ペンス
ダーラム……6シリング1.5ペンス
ノース・ウェールズ……6シリング以上
スコットランド……6シリング以上
クリーヴランド……5シリング10ペンス
フォレスト・オブ・ディーン……5シリング10ペンス
ブリストル……4シリング11ペンス
ソマーセット……4シリング11ペンス

(以上の表は，Page Arnot, The Miners: Years of Struggle, A History of the Miners' Federation of Great Britain [from 1910 onwards] London [George Allen and Unwin LTD] 1953, p. 92 による)。4シリングから7シリングに拡散する賃金要求にたいして，成人採炭夫1日5シリング，少年労働者2シリングという全国一率の最低賃金保障の要求となったのである。

この要求は，国際炭坑夫連盟大会での支持もえられ，炭坑経営者も慎重な検討を約束したのであったが，経営者側は，最低保障を伴う形で団体交渉の方式により，各地域毎に最低賃金を決定することにたいしては，たとえばスコットランドやウェールズなどではげしい反対があり(P. Arnot, ibid., p. 94)，MFGBの執行部と経営者の交渉は不調に終り，結局自由党政府の介入を招くこととなった。一方において，当時の支配階級が，1911年以来の大規模なストライキに悩まされていたことと，他方，アスキスは，自由＝帝国主義的性格をもつキャムベル＝バナマン(Campbell-Bannerman にひきつづいて，みずから社会改良に深い関心を示し，最低賃金の「原則」に賛成する炭坑主の代表と，一度ならず会見したほどであった。しかし一部の炭坑主は，労使の交渉による最賃制の決定，とりわけ，最低金額の規定には反対したため，そこで政府は，問題の解決をはかるため，つぎのような4つの条件を提案したのである。

(1) 政府は，地下労働従事者が，自分たちが支配できない理由から，適当な最低賃金をうることができない場合があることについて，慎重な考慮の末，満足する。

(2) このような賃金を獲得する権限は，各地区の特別な状況に相応するとりきめによって確実なものとされること。雇主が非難されないようにするための適当な保護条項。

(3) 政府は，政府によって任命された代表者が出席するパーティの間の地区協議会によって，これらの結論に，実際的な効果をあたえる最善の方法について，双方にあたえる準備があること。

(4) 協議会が適当な時間外に，完全な解決に達しない場合には，その地区で以上の原則が効果があるようになるた

なって生じた社会・労働問題にたいする国家権力の対応のなかに見出される。1888年，上院は，苦汗労働にかんする特別委員会(Select Committee on the Sweating System)を設置したが，それは主としてロンドンのイースト・エンドの実態を調査することによって，苦汗労働が国家的問題であることを発見するとともに，その原因が労働者の生活必需品を取得するに不適当な賃金率もしくは仕事に不相応の賃金率，長時間労働および不衛生な住宅条件の3つにあることを明らかにした。(注10) この委員会の報告書は，工場法の拡張によって，雇用条件にかんする現行法を強化することを要求したのであったが，しかし賃金にかんする法的規則によって，これを解決するまでには至らなかった。結局，1894年の「労働にかんする王立委員会」(Royal Commission on Labour)は，その報告において，苦汗労働の原因は，家内労働にあり，この家内労働者の保護こそが，社会政策上のもっとも大きな問題であることを明らかにした。かくして，トム・マン(Tom Mann)(合同機械工組合)，ウィリアム・エイブラハム(William Abraham)(サウス・ウェールズ炭坑夫組合)およびジェームズ・モーズリー(James Mawdesley)(綿紡績工組合)は，少数者報告書においてこれをうけいれ，家内労働者の保護を，工場法の拡張において実現したのである。

家内労働者の生活実態の深刻さは，しばしば語られるところであるが，そうした著作や啓蒙的努力によって「国民反苦汗労働連盟」(National Anti-Sweating League)の運動が展開され，それが最低賃金制制定への運動につながるのである。すなわち家内労働こそは，一方において低賃金の温床であるとともに，それがまさしく工場労働ではなく家内労働であることによって工場法の適用をまぬ

めに，政府によって任命された代表者が，主要な点を共同で決定すること(ibid., pp. 99-100)。

以上の政府提案にたいし，炭坑夫連盟は，採炭夫の最低賃金率の2月の特別会議で採択された額でなければならぬこと，そして強制仲裁に反対であることを明らかにした。炭坑経営者は政府の強制仲裁をうけいれようとしたが，各地区によって見解がわかれ，政府提案は実現をみることなくして終った。かくして1912年の大ストライキがはじまった。1,000,000人の炭坑夫がこれに参加し，深刻な衝撃をあたえた。アスキスは，雇主に，最低賃金を支払わせようとする条令の制定を決意したのであるが，最低賃金法案には，具体的な金額は明示されていなかった。MFGBの大会は，3月20日，出来高労働者を除くすべての成人労働者にたいして1月5ペンス，14歳の少年にたいしては2ペンスの最低賃金を主張してゆずらず，労働党の修正提案が否決され，MFGBは，ストライキに入るべきかどうかについて，決断しなければならず，ストライキの継続は，MFGBを重大な危機に追い込むことはいまや明らかであった。このような炭坑労働者のはげしい運動の背後には，ジェームズ・コノリー(James Connolly)やトム・マン(Tom Mann)などを中心とするサンディカリズムの影響があったことは明らかであり，組合内部に闘争方針をめぐって対立がおこり，結局，政府提案の1912年法が成立したのである。それによれば，まず第1に地区委員会(District Board)は，一般の地区賃金率(General District Rate)よりも高い，もしくは低い特別の最低額を規定する権限をもち，また特別の地区規則(District Rule)は，一般的な規則が適用されないグループや種類の鉱山に適用されることとなったこと，第2に，連合地区委員会の名議長(労使双方の間に一致が欠けている場合には，商務省がこれを任命するのであるが)は，キャスティング・ヴォートを握ることができるだけでなく，最低賃金率やその規則が，3週間以内にもしくはさらに適当な時に決定しないならば，あらゆる決定をする権限を有することが規定されたのである(Page Arnot, ibid., p. 119)。ここで注目すべきことは，この法律は，独占資本の代表者たる政府が，丁度1894年のニュージーランドの強制仲裁法の如き，ストライキを鎮圧する性格をもつところの炭坑賃金法を，労働者の反対をおしきって成立させたことである(藤本武，前掲書，44頁)。その背景には，炭坑夫の組合が強力な大組合であったこと，炭坑夫の要求をいれることは，炭価のコストをひき上げ，ひいては，イギリス産業の競争力を弱める結果をもたらすことなどであって，その意味で，1912年法は1909年法とは質的に異なった性格をもつ。

注(10) F. J. Bayliss, British Wages Councils, 1962, Oxford (Basil Blackwell), p. 2.

がれ，とりわけ独占資本主義段階には下請けとして，巨大資本の搾取の対象となったのである。家内労働者を人間的生存の極限にまで追いやった自由放任主義の賃金政策が，独占資本主義の到来によって，最低賃金制を必然化した社会経済的背景は，イギリス資本主義の産業構造の考察ときりはなしては論じえない問題である。世界で最初に産業革命を経験し，世界市場の独占を確保したイギリスは，機械制大工業の成立にもかかわらず，相対的に技術的低水準にあった。万能工的熟練工が生産の中核をなし，彼らが雇主との下請契約を結び，不熟練労働者が熟練労働者の助手として雇用されるという二重の雇用関係が，木綿工業紡績部門，一部の機械産業および石炭業に，19世紀最後の 25 年間まで残存したといわれる。[注11] しかしこのような下請企業が本来支配的な領域は中小企業であって，たとえば，ロンドンの衣服製造業などの消費財産業，バーミンガムやシェフィールドなどの金属加工業[注12]においては，とくにいちじるしかった。このような下請制を可能にしたもっとも大きな原因は，主として大量生産では不可能な多種少量生産方式であったといわれる。すなわちバーミンガムおよび Black Country といわれるミッドランドでは，工場制度を確立した鉄鋼業とその生産物としての錬鉄を原料として家内工業生産を営む金属加工業との併存，[注13] このような条件の下で，小親方階層は，自分の家族や数人の徒弟および職人とともに働いており，原料の供給，運転資金および製品の販売などは，当然に問屋に依存しなければならなかった。

以上のような条件の下においては下請労働者の賃金労働者の賃金はひどく，1878年の「工場および仕事場法」(41 and 42 Vict., C. 16. An Act to Consolidate and Amend the Law Relating to Factories and Workshops) は，児童および若年者を雇用しない婦人仕事場とともに，家族が就業する家内仕事場の増加は，午前6時から午後9時まで，また 1891 年法(54 and 55 Vict., C. 75, An Act to Amend the Law Relating to Factories and Workshops) は，第13条において，婦人仕事場の労働時間を，午前6時から午後10時までの間の特定の12時間以内としたが，[注14] 家内仕事場では婦人労働はまったく規制されることがなかった。極端な長時間労働，非衛生的な状態，低賃金が，下請＝二重の搾取関係に規定されて，家内工業＝苦汗産業たる傾向をおびざるをえなかったのである。かくして下請制の下

注(11) この問題については，H. A. Turner, Trade Union Growth, Structure and Policy, A Comparative Study of the Cotton Unions, London [George Allen and Unwin LTD], 1962, pp. 180 ff. Jefferys, Story of Engineers, 1945. および邦文としては，前川嘉一「イギリス労働組合主義の発展——新組合主義を中心にして——」，ミネルヴァ書房，1965年，12頁以下，および徳永重良「イギリス賃労働史の研究——帝国主義段階における労働問題の展開」法政大学出版局，1967年，65頁以下，E. J. Bobsbawm, Labouring Men, Studies in the History of Labour, 1964, 鈴木幹久・永井義雄「イギリス労働史研究」ミネルヴァ書房，1968年，274頁以下参照。また相沢与一「独占形成期のイギリス炭鉱業における賃労働」(一)(二)，「フェビアン研究」第17巻第9号をもみよ。

(12) これについては，J. H. Clapham, An Economic History of Modern Britain, Vol. II, 1926, G. I. H. Lloyd, The Cutlery Trades, an Historical Essay in the Economics of Small-Scale Production, London, 1913, G. C. Allen, The Industrial Development of Birmingham and the Black Country 1860-1927, London, 1929. および Sidney Pollard, A History of Labour in Sheffield, Liverpool Univ. Press, 1959. などが重要であるが，邦文では，外池正治「英国産業化過程と小工業」，一橋大学「経済研究」3所収，をみよ。

(13) Pollard, ibid., p. 202.

(14) B. L. Hutchins and A. Harrison, A History of Factory Legislation, 1911, pp. 212-213.

で，家内工業とその労働者は，マニュファクチュアまたは問屋の外業部に転化させられ，低賃金の温床として，資本の一層の収奪をうけなければならなかった。[注15]

だがそればかりではなかった。家内労働者をふくめて，一般に，低熟練ないし不熟練労働者を危機的な状況に追い込んだものとして 1873 年恐慌の意味が重要である。この大不況を契機として，その独占的地位を喪失し，Great Deppression, 1873～1896年以来，アメリカおよびドイツにおける新鋭の技術の採用，ドイツにおいて典型的にみられたカルテル・トラストなどのすぐれた独占的組織と国家による手厚い保護を背景とする進出などによって，イギリスは世界市場において防衛的立場に立たしめられたのであって，ここにこれに対抗するイギリス独占資本の新たな運動がはじまらなければならない必然性があった。

それならば，この大不況は，独占段階における社会政策，とりわけ最低賃金制の成立とどのようなかかわり合いをもっていたのであろうか。問題は，つぎの点に集約することができよう。まず第一に，大不況は従来，イギリス帝国にたいして海外市場において，ほとんど独占的地位を許していた綿工業にたいして決定的な衝撃をあたえ，世界市場の征覇をめぐるイギリス，ドイツ，アメリカ合衆国およびフランスなどの先進資本主義諸国は，重工業とくに鉄鋼業を中心とする輸出市場をめぐってはげしく対立した。[注16] 恐慌の結果は，古い伝統を有し，技術革新を行いつつも，1866年恐慌以来，基軸産業としての地位を失い，次第に長期的停滞におち込まざるをえなかった繊維産業において，もっともはげしく感じられた。そして恐慌の克服のための手段としてとられた政策こそ，まず第1に，価格の急激な低下とこれを梃杆とする販売市場の拡大，機械労働による手工業労働の駆逐，その結果として下請企業に働く繊維産業労働者のきり下げが行なわれたことである。[注17] 第2は，繊維産業のみならず，機械金属工業などにおいても，大工業は中小企業にその犠牲を転嫁し，あるいはこれをおしつぶすことにより，利潤を確保することによって，恐慌からの脱出をはかろうとしたことであり，それは，バーミンガム地方を中心とする機械金属工業地帯の低賃金構造の固定化をもたらしたのである。第3に，世界貿易に従来まったく参加せず，あるいは世界市場にくみ入れられなかった地域，アジア——たとえば中国および日本——やラテン・アメリカ諸国などに恐慌の重圧が転嫁され，侵略戦争がおしすすめられるモメントをつくり出す。ボア戦争はこの点で重要な意義をもつ。最後に恐慌の重圧を発達した資本主義諸国に転嫁し，これを克服しようとする結果，海外市場における競争が激化し，19世紀最後の3分の1期においてイギリスの強力な競争相手となったドイツ帝国主義との間に決定的な対立を生み出したのであった。[注18]

注(15) これについては，高橋克嘉「ウェッブの労働問題研究——19世紀末イギリスの家内工業・小工業の賃労働研究序説——」[フェビアン研究]，1961年6月，が興味深い。

(16) エリ・ア・メンデリソン「恐慌の理論の歴史」第1分冊，青木書店，1960年，222頁，297頁および302頁参照。

(17) エリ・ア・メンデリソン，前掲書，297頁以下。

(18) 前掲書，299頁。

要するにイギリス資本主義が，帝国主義に転化することによって生じた諸矛盾にたいして，まず労働者階級の抵抗は，つぎのような形であらわれた。失業者の増大による社会不安の醸成，低賃金労働者・半失業者を中心とする新組合運動の発展，社会主義運動におけるマルクス主義とＩＬＰそしてフェビアン主義の勃興など，総体としての労働者階級の抵抗運動の昂まりがみられ，８時間労働制と最低賃金の保障が，運動の目標として掲げられるようになる。つぎにこうした国内的な危機に直面して，ブルジョア階級および政府の側にもいちじるしい反応がみられた。まずブルジョア階級内部における分裂であり，これを反映して政府の労働政策にいちじるしい変化があらわれたことである。

イギリス資本主義の危機を象徴するこのような事態にたいして，もっとも敏感な反応を示したのはブルジョア急進主義者の左派であって，彼らは，19世紀末イギリス独占資本主義の頽廃のなかに，大英帝国それ自体の前途に横たわる不吉な徴候を洞察し，これらを実際的な調査研究に結実させることによって，当時の世論ならびに支配階級にたいして深刻な動揺をあたえた。チャールス・ブース (Charles Booth) とシーボーム・ラウントリ (Seebohm Rowntree) がそれであり，彼らの研究成果の上に立って，最低賃金法制定の運動に貢献したディルク夫妻があげられねばならない。ブースは，1889年前後に行なわれたその厖大な研究(Charles Booth, Life and Labour in London, 1889～1901, 17Vols.)において，またラウントリーは，地方都市ヨークを対象とする労働者調査 (Seebohm Rowntree, Poverty, a Study of Town Life, 1899) において，労働者階級の非常に多くの部分をしめる低賃金労働者，半失業者層の生活実態を調査し，政府および世論にたいし，その対策の緊急性を訴えたのであった。こうしたブルジョア急進主義者の思想と行動を支配したものとして，まず第１に考えられることは，1889年，新組合運動のクライマックスを成したかの歴史的なドック・ストライキによる深刻な影響であり，(注19) 第２にこれと不可分の形で，労働者階級の間に，次第に深く浸透しつつあったマルクス主義的思想をはじめとする社会主義思想への警戒の念であった。この急進派のつき上げを一方においてうけながら，自由党政府はイギリス資本主義の体制的危機を深めるものとして，革命的労働運動，とりわけ新組合運動への革命的思想の浸透にたいして，折りから深まりつつあった恐慌に乗じて新組合運動に反撃を加え，タッフ・ヴェール事件にみられるような弾圧政策に手をかすと同時に，外にたいしては，ボア戦争をひきおこし，その矛盾を国外に外らそうとする。(注20) このような弾圧政策にたいして，労働者階級は，1900年に，労働代表委員会の成立，1906年には労働党と改称，同時にタッフ・ヴェール判決をくつがえす労働争議法の成立によって，イギリス労働運動は新

注(19) たとえば，Beatrice Webb, My Apprenticeship にはドック・ストライキによって，彼女がうけた深刻な影響が率直に語られている。

(20) タッフ・ヴェイル事件を生み出した雰囲気は，ボア戦争にみられるイギリス帝国主義政策と不可分である。イギリス帝国主義とボア戦争との関係については，入江節次郎「独占資本イギリスへの途――現代への序曲」第３章［新帝国主義の時代］，またタッフ・ヴェイル事件については，佐野稔「イギリス産業別組合成立史」ミネルヴァ書房，1971年を参照。

しい展望をひらくこととなったのである。1909年の賃金委員会法は，実に，このような背景の下に，独占資本主義段階における社会政策として誕生をみることとなったのである。

1909年の最低賃金法制定の過程について，かんたんにふれるならば，すでにのべたような状況の下で，世論は，最低賃金の法的規制を支持する方向に動いていき，とくに，1906年の総選挙において，労働党が一躍その議席を30名に増加させたことが有利に作用したことは疑いない。すでに1888年上院には，「苦汗労働にかんする特別委員会」(Select Committee on the Sweating System) が設けられ，苦汗労働が国家的な課題として調査研究され，たとえばこの調査員のひとりとして参加した後のシドニー・ウェッブ夫人，ベァトリース・ポッターは，「苦汗労働者は全国民である」(' the sweater is in fact. the whole nation ') とのべているが，(注21) その後，1891年，下院において「公正賃金」の決議がなされ，これにつづいて1894年，「労働にかんする王立委員会」は，「苦汗労働の根源は，家庭内で行なわれる手工業労働にある」(注22) と結論づけたのである。「少数者報告書」は，この分析をうけつぎ，家内労働者の保護政策を，工場法の拡張のなかに求めたのであった。こうした動きのなかで，1906年，「ディリー・ニューズ」(Daily News) 紙主催のロンドンのクウィーン・ホールにおける「苦汗展覧会」や，1907年，G. B. Shaw, H. G. Wells および G. H. Chesterton らを中心とする「国民反苦汗連盟」の結成により，一般の関心はたかめられたが，この運動のなかでとくに印象的なものは，この展覧会に出席して感銘をうけたイートン校の校長，キャノン・リトルトン (Canon Lyttleton) の活動であった。彼は，この展覧会において，イートン校で使用されるラケット・ボールが，実にチープ・レイバーの産物であり，１時間あたり1.5ペンス，すなわち週平均６シリングという低賃金を支払われる婦人家内労働者によって生産されているという事実を知り，のちに職業委員会法 (Trade Boards Act) のなかに用いられたのと同じ型の自発的な賃金委員会をつくり，より高い賃金の支払いを可能にするような方法が考案されたことは，賃金委員会方式の成立にたいして，大きな示唆をあたえたものということができよう。(注23) この展覧会にひきつづいて，反苦汗連盟は1906年10月，労働組合，協同組合，独立労働党および社会民主連盟からの代表者341名を集めて，最低賃金協議会 (Conference on a Minimum Wage) を開催し，法定最低賃金制の実現を訴えたのである。これにたいして自由党政府は，まず第１に 1896 年，オーストラリア，ヴィクトリア州において制定された賃金委員会方式を調査するための委員会を任命し，オーストラリア方式がイギリスに適用しうるかどうかを検討することとなったこと，つぎに1908年２月，「家内労働にかんする特別委員会」(Select Committee on Homework) を下院に設けることとなり，苦汗産業に働く労働者から集められた証拠は，

注(21) Beatrice Potter, The Lords and Sweating System, (The Nineteenth Century, Vol. 27, No. 160, Jan. 1890), p. 889 (infered from F. J. Bayliss, British Wage Councils, Oxford, 1962, p. 2.

(22) これについては，前掲，高橋氏の「ウェッブ夫妻の労働問題研究」をみよ。そしてとくにそのなかの Beatrice の見解にたいする批判に注目。

(23) Bayliss, ibid., pp. 3-4.

反苦汗連盟の指導者たちによって委員会に提出され，その結果として，立法的手段による以外に，苦汗労働を克服する方法がないことを明らかにした。この最低賃金法の制定について，1898年以来，数度にわたって，自己の最低賃金法案を下院に提出し，通過させるのに大きな努力を払ったチャールス・ディルク卿 (Sir Charles Dilke) の活動はアルフレッド・ディーキンの活躍とともにきわめて印象的であったが，それはともかくとして，彼の法案は，独立の議長と労資同数の代表という3者構成という点では，オーストラリア方式をとりいれ，該当する産業のすべての雇主を拘束するものとし，その施行を監視するための強制的な監督制度をもつというものであった。この場合，最低賃金制を支えた理論としては，国民的最低限 (National Minimum) という考え方であり，[注24] この思想はまた社会保険法制定の問題においても，その基抵をなすものであったことは注目されなければならない。

いうまでもなく，この1909年の職業委員会法の画期的意義は，労働力商品の売買に，国家権力が直接的に介入することを可能にした点にあるのであるが，これにたいしては，当然，はげしい反対がみられたのであって，しかもその反対理由が，工場法にたいする反対と同巧異曲であったこと[注25]とは，また逆の観点からいえば，最低賃金の法的規則は，公正競争の原則の貫徹のために必要であるということも意味した。[注26] この法律ではしかし，国家の労使関係における役割は最小限におさえられ，その実際的な効果としては，委員会のメンバーに賃金決定が任された点に特徴がみられた。すなわち国家は，実際の賃金額を決定することはせず，ただ委員会が決定したことを強制する権限を行使したにすぎない。その意味において委員会は，産業の自活の萌芽的形態として理解されるようになり，同時に自主的な団体交渉をおしすすめる媒体ともなったのであった。少くとも婦人労働者の場合，組合結成への大きな礎石となったことは疑いない。

ところでこの4業種であるが，いわば実験のために選ばれたのであって，まず第1に既製服および洋服卸売業の場合は，ロンドンはもちろん，イギリス全体にひろがっている職種であり，文化およびボール箱製造業は，専門の企業だけでなく多くの産業において行なわれていた。また鎖製造および機械編みのレースおよび網の仕上げおよび修理は，婦人の低賃金労働を搾取するものとして悪名高いものであった。[注27] そしてこの4業種に雇用された労働者は，400,000 人という厖大な数にのぼり，その圧倒的大部分が婦人であったことに大きな問題があった。ところで各職業における最低賃金の具体的な決定方式としては，必要とあらば職業委員会の委員の投票によって最低時間賃金もしくは一般的な最低出来高賃率を決定しなければならなかった。[注28] 4業種のうち，最低賃率のきまり方のもっともおそかったのは洋服仕立業であり，1912年2月まで正式に決定をみるに至らなかったといわ

注(24) Webb, Industrial Democracy, 1920, pp. 766–84.
(25) Bayliss, ibid., p. 7.
(26) 藤本武，前掲書，25～26頁。
(27) Bayliss, ibid., pp. 9–10.
(28) Bayliss, ibid., p. 10.

れるが，もっとも早く決定されたのは鎖製造における婦人の賃率であり，時間給 3.5 ペンス，週15シリングであって，そのうち，3シリング9ペンスは，鍛冶台使用料としてさしひかれたから，残り 11 シリング3ペンスということになり，以前の週5シリングないし6シリングよりもはるかに上昇したことは事実であった[注29]が，熟練労働者の賃金が 35 シリング以上であったことを考えると，週 54 時間というかなり長い労働時間とも関連して，きわめて低かったということができるであろう。

このようにして出来上った 1909 年の職業委員会法は，1913 年に至って，さらに5業種，すなわち 80,000 人の労働者を擁する砂糖菓子製造業，50,000 人が従事するシャツ製造業，15,000 人の労働者が働く中空状製品 (hollow-ware)，およびアイルランドに限られ，5,000 人が従事する綿およびリンネル刺しゅうに拡大されたが，しかし1913年に設立されたこれらの委員会は，1914年第1次世界大戦の勃発によって，これらの職種においては，法定最低賃金は実施をみることなくして終った。最低賃金制が新たに脚光を浴びて登場するのは，第1次大戦後の 1918 年であるが，これは 1921 年ロイド・ジョージ内閣の下での失業保険法と重要な関連をもつのであって，これらについては後にふれるとして，その原理ともいうべき 1911 年，国民保険法成立の過程についてふれ，この両者の関連のなかで，独占資本主義段階における社会政策の特質について究明することにしよう。

(3)

社会保険がもっとも早く発展したのは，周知のように 19 世紀末のドイツ，ビスマルク治下の社会主義鎮圧法との関連であったことはよく知られている。それが「飴と鞭」の政策である以上，社会民主党は，このビスマルクの政策に徹底的に反対したのは，何よりもそれが貧民救助的な政策であったからである。[注30] 1884 年，災害保険法が可決成立し，すでに 1883 年に成立した疾病保険法とならんで，社会政策の重要な柱とされたのである。このようなビスマルクの社会保険法が登場する歴

注(29) Ibid., pp. 10–11.
(30) Franz Mehring, Geschichte der deutschen Sozialdemokratie, Bd. 2 (Gesammelte Werke) 足利・平井・他共訳「ドイツ社会民主主義史」ミネルヴァ書房，1968 年のなかで，メーリングは，つぎのようにのべている。「政府の『社会改革』の本来の核心は，すでに明らかであった。政府と議会内のブルジョア多数派は，疾病保険と災害保険を，目的に反する仕方でつなぎ合わせ，官吏と経営者が多く発言権をもち，労働者はほとんど発言権をもたないブルジョア的官僚組織のお化けを作りあげた。近代的労働問題が存在するようになって以来，『社会改革』の精神からする『協同組織』は，つねにどこでも労働者階級の機関とみなされてきた。『国民生活の現実的な諸力』とその『道徳的基礎』を――こう勅語は荘重に物語っている――搾取する資本のなかに見出し，官僚の保護のもとにこの資本の機関をつくり出したことは，ビスマルクの画期的な業績であった」。ここに注目すべきことは，ビスマルクの社会政策体系が，ユンカー的権力とブルジョア的な利益との妥協として成り立ったことを明らかにしており，深まりゆく体制的危機に対処しようとする社会改良策として提出されたことである。従ってここには，労働運動の直接的な影響は感じられないし，むしろ，「上からの」(„von oben") 恩恵的色彩をおびていた。しかしそれが結果として労働力保全をもたらすものであることによって，本来の社会政策と呼ばれるに値する。

史的必然性は，ヨーロッパ全体に広はんにひろがっていた共済制度であって，ドイツの場合には，共済金庫制度としてあらわれ，とくに炭坑労働者の間には坑夫共済という根強い組織となってあらわれたのである。

坑夫共済金庫は，疾病，傷害，廃疾および死亡に際して一定の金銭を支給し，これにたいし加入者は醵出の義務があり，地域によってその加入が強制された。1854年4月10日，プロイセン政府は，鉱山，精錬所，採塩所にたいして，坑夫共済金庫の結成を強制する法律を公布した。(注31) そしてこの内容は，1965年6月，プロイセン鉱業法が制定されるにあたって，そのなかにとりいれられ，ここにドイツ労働保険の歴史がはじまったのである。以上にみるように，ドイツの共済制度は，国家権力による強制的な共済制度の形をとったのにたいし，イギリスの場合は，これとは異なって，きわめて任意な自由な組織として発展した。

イギリスの場合，共済組合はただ炭坑という一職種で組織されていただけでなく，地域的および職業別の2つの組織的傾向をもっていた。職業を中心にして発展した組織は，やがて18世紀後半以後の労働組合運動の発展のなかでこれと混淆し，あるいはこれと同化する過程を辿るのであるが，地域を中心とした共済組合は，次第に全国的に巨大な共済組織となったのである。(注32) このような民間での勤労者を中心とした自主的な共済組合の広はんな発展の上に，社会保険制度が築かれるのであるが，それが国家権力を槓杆とする強制保険として，まさしく独占資本主義段階においてあらわれなければならなかったのは何故か。こうした政策を支えた重要な背景として，共済制度の広はんな普及とならんで，いわゆる公的扶助として長い歴史をもつ救貧法の存在に注目しないわけにはいかない。「農民の土地からの清掃」の結果としての大量の浮浪人の存在，資本の本源的蓄積期にあらわれたこのプロレタリァートにたいする絶対主義権力の労働政策として，エリザベス救貧法があるが，これは1572年～1576年の諸立法によって実質的に完成し，1597年法と1601年法によって最終的形態をとったのであるが，1601年以後1834年の新救貧法に至るまで，実質的に重要な変更はみられなかったといわれる。(注33) その後1834年以後，救貧法はどのようにして発展したのであろうか。

1834年法は，周知のように院外救助 (out-door relief) を排除することによって，「労働能力をもつ貧民」にたいして，きわめてドラスティックな改革を断行したのであった。すなわちそれは，疾病

注(31) 近藤文二「社会保険」岩波書店，1963年，98—99頁，なおこれについては，島崎晴哉「Direktionsprinzip と坑夫金庫」(一)および(二)(経済学論纂第4巻第4号および第5巻第3号)をみよ。これによれば，(1)疾病にたいし，無料で医療および薬剤の給付を行うこと，(2)本人の過失にもとづかない疾病にたいしては，その期間中，疾病手当金を支給すること，(3)重大な過失にもとづかないで労働不能におちいった場合には，疾病年金を支給すること，(4)埋葬費にたいする補助を行うこと，(5)再婚するまでの間の寡婦の救済を行うこと，(6)遺児と廃疾者の子供にたいしては，14歳に達するまで教育費を支給することが規定されている。

(32) P. H. J. H., Gosden, Friendly Society in England, 1815-1875, 1906, p. 11. J. M. Baernreither, English Association, translated by Alice Taylor, 1889, pp. 156 ff.

(33) 小山路男「イギリス救貧法史論」日本評論社，1962年，35頁参照。なお1834年法の社会政策的意義については大前朔郎「英国労働政策史序説」有斐閣，1961年，をみよ。

貧民のみに適用されるにとどまり，その場合でさえ，きわめて苛酷な待遇に甘んじなければならなかった。資本の救貧院にたいする恐怖と嫌悪とを武器とする節約の強行の結果として，救貧院の収容者は，主として病弱者，不具者および慢性病者によって，すなわち疾病貧民によって占められるに至った。(注34) すでに1844年に，フリードリッヒ・エンゲルスが描いているように，コレラ，チブス，天然痘その他の悪疫が再三再四来襲し，(注35) これに対処するために，1848年，最初の「公衆衛生法」(Public Health Act) が制定され，(注36) 1862年から65年にかけてのジフテリアをはじめとする各種の伝染病の流行は，救貧法における公的負担を増大させる結果となった。このような公的費用の増大にたいし，政府は，公衆衛生行政を合理化するため，1883年，疫病予防法 (Diseases Prevention Act) を制定し，公立病院を一般に解放し，公立病院から疾病貧民の巣窟としての印象を払拭したのであった。(注37) 以上のように，イギリスにおいては，公的扶助としての救貧法の歴史は，相互保険(＝共済制度)のそれと重なり合っており，そのことがまた社会政策としての社会保険をもっとも早く発展させることとなった理由でもある。それでは社会政策と社会保険および社会事業は，それぞれ相互にどのような関係に立つのであろうか。

社会政策と社会事業との関係について，注目すべき見解をのべられている大河内一男氏は，「社会事業は，社会政策と異なって，その要保護性をば，生産者たる資格との関連において問題とするのではなく，一般消費者としてのその資格において問題とする。社会政策は，その対象として生産者としてとらえようとするものであるのに反し，社会事業においては，資本主義の再生産の機構から一応脱落したいわば経済秩序外的存在としてとらえられている」として，ここにこの両者の根本的差異が認められるとしている。(注38) しかしここで問題であるのは，社会事業がその対象とする労働者階級が，どのような段階の，どのような階層の労働者に属するかという点である。救貧法の歴史をみれば明らかなように，いわゆる被救恤的窮民をその対象とする政策をもって，社会事業とするのであれば，その歴史はきわめて古いこととなる。だが独占資本主義段階においては，社会事業の対象は，必ずしも被救恤的窮民として，いわゆる慈善事業の対象と一致するものではない。たしかに社会政策としての社会保険は，直接的に労働力保全に対応するものであるのに反し，社会事業は，いわば生産過程からきり離された窮民層を対象とするものであることは，大河内氏の主張する通りである

注(34) 小川喜一「イギリス社会政策史論」有斐閣，158頁。

(35) F. Engels, Die Lage der Arbeitenden Klasse im England, Marx/Engels Werke, Bd. 2, S. 324 ff. 邦訳 (大月版全集) 326頁以下参照。

(36) ウェッブ夫妻は，つぎのようにのべている。「このようにして，19世紀中に，1848年の公衆衛生法の制定以後にとりわけ，貧富にかかわらず，ともに衛生上のサーヴィスを供与する地方官憲の国民的ひろがりをもつ地方官庁網をひろげつつあったのであり，事実次第に，都市自治体および公衆衛生法の下に設立された数千の独立の司法行政のくみあわせのそれぞれを通じて，実質的にますます均一なものとなったのを知るのである (Sidney and Beatrice Webb, English Poor Law History, Pt: The Last Hundred Years, London [Frank Cass and Co. LTD, 1963, p. 570).

(37) Sidney and Beatrice Webb, English Poor Law Policy, London, 1963, p. 213.

(38) 大河内一男「社会政策」各論，有斐閣，1960.

が，このことが，社会事業は社会政策とは無縁であるという意味であるとすれば，それは正しくない。何故ならば，近代的な老齢年金制度としての 1908 年，イギリスの無醵出老齢年金法は，救貧法の発展形態として理解されなければならないが，独占資本主義段階においては，社会事業の対象は，必ずしも被救恤窮民として，いわゆる慈善事業の対象と一致するものではないことに注意されなければならない。その例としてわれわれは，イギリス失業保険における無契約給付＝過渡的給付の導入は，資本主義の一般的危機の段階における失業労働者の生活保障が，保険原理に立脚した社会保険（＝社会政策）のみでは確保されず，公的扶助（＝社会事業）の助けをかりなければならなかったことを意味する。この場合，公的扶助は，一定の制限のもとにおいてではあるが，受給者の権利として考えられたのである。その意味では，従来の思想的・慈恵的な公的扶助とは，その性格を異にするものであり，その意味では，独占段階における失業問題の深刻化は，その救済策において，社会保険から社会事業への転落の過程を導き出すとともに，その発展であるという，まさに二重性を有するものとなった。(注39) かくして失業対策における社会保険原理の破綻こそが，近代的社会事業をもたらしたのであり，このイギリス失業保険の歴史のなかにこそ，社会保障制度の萌芽を見出すことができるのである。

イギリスにおける社会保険制度は，1911年の国民保険法によって，疾病保険制度とならんで失業保険制度が制定されたことにより，全く新しい時代を迎えることとなった。何故ならば，その特色として，ここで社会政策が，国民保険として，その対象をひとり労働者階級だけでなく，イギリス国民全体に拡大したことであり，いまひとつは，ドイツにおいてすでにその例を見出していた国家的な失業保険制度にたいし，明らかに実験的な性格をもつとはいえ，世界に類例をみないところの失業保険制度を樹立したからである。すなわちまず，建築，造船，機械，車輛，製材など，雇用の変動のはげしい諸産業の労働者約 215 万（うち婦人労働者 1 万人）を被保険者として発足し，労働者ならびにその雇用主は，それぞれ週 2.5 ペンスずつを醵出するとともに，国家はその合計額の1/3に相当する額を醵出すべきものとされた。(注40) このような失業保険制度と疾病保険法との統合としての国民保険制度の実現は，1880年以後の労働者階級の勃興およびこれに対応する形での自由党の政策を背

注(39) 与田征「社会保障・社会政策・社会事業」社会政策学会年報第13集「社会保障と最低賃金制」所収，61頁をみよ。

(40) 1911年の「国民保険法案の第2部に具体化された失業保険は，1905年から7年にかけての救貧法にかんする王立委員会の少数者報告書の勧告にもとづくものであった。当時は世界のどこにも国家的な強制失業保険は，類例がなかった。熟練労働者で組織されており，これによって失業手当を支払われていた1,500,000 人の労働者は，19世紀末から20世紀初頭にかけての慢性的な失業の深刻化の事態に直面して，その給付は，労働者の生活を保障するのにきわめて不充分となった。これにたいして政府は，サー・ウィリアム・ベヴァリッジ (Sir William Beveridge) とサー・レウィン・スミス (Sir Lewellyn Smith) の合作であり，同じ法律の一部である「健康保険法」(Health Insurance Act) に比べてはるかに実験的な性格をもつこの法律の制定に，とくに Beveridge をして有力な役割を果させたのである。注目すべきことは，第1次世界大戦中および戦後20年代のさまざまな体験を経て，1942年，ベヴァリッジ報告 (Social Insurance and Allied Services, by William Beveridge) に結晶したことは注目されなければならない。(Harold E. Raynes, Social Security in Britain, A History, 1957, pp. 189-190)。

景としてもっている。1889 年のドック・ストライキを頂点とする新組合運動は，1873 年恐慌にはじまる 19 世紀末恐慌のなかで，クラフト・ユニオンが従来伝統的にその指導理念としてきた相互保険，団体交渉および法律制定の3つの基本的政策に，根本的な修正を迫ることとなった。とくに慢性的な失業者の増大は，労働組合の相互共済制度を危機におとしいれ，またそうした危機の段階では，社会保険そのものが社会事業化する危険性をはらみ，これにたいし，何らか抜本的な対策がたてられなければならず，もしこれを怠るならば，労働力の再生産およびその確保は，重大な障害に直面しなければならないことを意味していた。このような危機にもっとも敏感に反応したものこそ，自由党左派のラディカルと呼ばれた人々であったことはすでに指摘したとおりである。

1906 年，最低賃金制の 4 業種における成立，そして 1897 年の疾病保険法，1911年における失業保険法の成立は，19世紀末から今世紀初頭にかけての「国民的最低限」(national minimum) の思想の具体化にほかならなかったが，もしそうだとすれば，これを必然化したものは何であったろうか。独占資本主義段階における社会政策として，1906 年の最低賃金法の成立，1908 年，無醵出による老齢年金制度の実現，1911年の国民失業保険の制定は，少くとも 2 つの背景の下に生まれた。1873 年恐慌以来，急速な勢いで世界市場を席捲し，その国民的な社会保険制度によって，労働者の間に国民的合意をうえつけることに成功し，その力を背景として，イギリス資本主義とならぶ強大な帝国主義国に転進しつつあったドイツ資本主義にたいし桔抗するためには，労働者階級の要求を先取りし，社会政策を行うことによって彼らの意識を体制側に結びつけることが，第一義的に重要なこととして考えられたのである。

いまひとつ社会主義・労働運動の影響が考えられなければならない。19世紀末に至って，社会主義運動に影響された労働者階級の運動は，フェビアン協会，社会民主連盟，イギリス社会党および独立党などのさまざまな派閥的な矛盾をはらみながら，1900年に労働代表委員会を結成し，1906年，労働党を出現させた。このような労働者階級の全体としての前進，とりわけ労働組合運動のクラフト・ユニオンから一般組合および産業別組合への組織の再編成によって衝撃をうけた自由党内閣は，一方において，タッフ・ヴェール鉄道会社の争議において出されたいわゆるタッフ・ヴェール判決 (Taff Vale Judgement)，そしてさらに 1909 年，オスボーンの判決にみられるような反労働者的な判決によって，労働運動に弾圧を加えながら，他方，最低賃金法や国民保険法が成立したのは，ひとえに，独占資本主義段階の矛盾を意識した自由党政府の危機意識のあらわれであったが，イギリスをしてこれを可能にしたのは，植民地を媒介とする厖大な超過利潤の流入が，これらを可能にしたといえよう。実にこの点に，イギリス資本主義とドイツ資本主義における社会政策の運命の差異がみられるのである。すなわち，20世紀初頭，まさしく第1次世界大戦の勃発を前にして，ドイツ産業資本は，すでにその社会政策の費用を重大な産業負担と感じつつあったのにたいし，イギリス独占資本は，逆にこれを充実させることによって，労働者階級の要求を先取りしたのである。この点につい

ては，のちにくわしく考察することとなるので，ここではごく簡単にふれておこう。

1905年は，1879年および1886年～7年の不況のときにあらわれ，やがて1919～20年，第1次大戦に至って決定的となった大量失業＝構造的失業が顕在化し，貧民救済委員会に救済を求める労働者の数は激増した。この労働者は労働党の支持者であり，当時また労働党は自由党に絶対多数を確保させた政党であったところから，1886年の規模での失業者の暴動の危険が感じられ，もはや旧来の救貧法をもってしては，この貧困の問題に対処しえないことは，もはや明らかとなった。そこで，1905年，自由党政府は，救貧法にかんする王立委員会をつくることとし，議長には，トーリー党の元大臣であったジョージ・ハミルトン (Sir George Hamilton) が任命された。

シドニー・ウェッブの起草になる救貧法にかんする報告書は，わずかに4名の署名しかえられなかったため，「少数者報告書」('Minority Report') とよばれた。報告書は，人々が貧困におちいることになるさまざまな原因として，老齢，疾病，災害，精神病，一家の働き手の喪失，家族を養うに足りぬ低賃金および失業をあげ，これにたいしては予防的な措置や救済が全国的規模と計画の下にとりくまれるべきであると主張したのであった。そしてその手段として，①老齢者にたいしては国家年金制度，②低賃金労働者にたいしては全国的規模での最低賃金法の制定，③失業にたいしては国家的もしくは地方的な公共事業政策によって対処する。④従って従来のような救貧法は，消滅すべきものであるとする。この少数者報告書のもつ根本的な考え方は，治療より予防に力を注ぐべきであるという観点であり，社会政策の観点から社会事業のもつ制約をうち破ろうとしたものであった。少数者報告書は，その作成者をみても明らかなように，社会主義的思想の影響を強くうけていたことは認められるけれども，すぐれて社会政策的であり，1911年の国民保険法成立の重要な契機となったものであることは疑いえない。

第1次大戦後，失業保険制度は，さらに軍需産業労働者およびその他の労働者にも拡大され，また1920年11月から実施された新たな失業保険法は，その適用範囲を拡大し，農業労働者，家事使用人，公務員および鉄道従業員などを除外して，年収250ポンド以下のすべての労働者を包括するに至り，18歳以上の男子労働者にたいして，保険金は15シリングに増額され，被保険者は一挙に1,500万人に増額されたのであった。(未完)

(経済学部教授)

我国の法人税政策の変更に対する限界企業の利益流出ビヘイビア

——M. S. フェルドスタインの検証の我国への適用——

堀　内　昇

目　次

§1. イントロダクション
§2. 企業利益の社外流出
§3. 株式配当ビヘイビアのモデル
§4. 補　論
§5. 限界企業
§6. 法人税制での特別措置
§7. 推定の結果
§8. 結　論

§1. イントロダクション

財政政策の一環としての課税政策は，今日の資本主義経済社会で，最近とみにその重要性をましており，景気の浮揚策又は抑制策に相当な影響力を及ぼしているのは衆知の通りである。

経済学においても，この財政政策を計量的に把握することは重要な課題となっているし，これに関する種々の試みがなされている。そしてその場合，問題が複雑であるので，全体をマクロ的に分析する方法と色々な要因をミクロ的に分析する方法の両方がとられているのは言うまでもない。

本論文は後者の一つの試みである。

企業利益は，種々な形において，企業外に流出するのはよく知られている。そしてこの流出する利益の量は，社会の経済活動に触知できる程大きく，その経済活動に及ぼす影響は，我々が，日常注意すれば気づかずにはいられない。

従ってこの企業利益の流出量が，かりに一国の経済政策によって，感知される程変化するとすれば，政策者である政府にとって企業利益の社外流出ビヘイビアは，他の経済現象同様に関心をよせざるを得ない筈である。衆知の如く，それは，経済の成長と安定に少なからざる影響をもっているからである。